

○大阪公立大学アドミッションセンター運営委員会要項

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪公立大学アドミッションセンター規程（以下「センター規程」という。）第6条の規定に基づき、大阪公立大学アドミッションセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、大阪公立大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの規程等の制定及び改廃に関する事項
- (3) センターの予算及び決算に関する事項
- (4) センター規程第3条に定める事業等に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専任の教員
- (4) センター兼任教員
- (5) 入試推進本部長
- (6) 入試推進副本部長
- (7) 入試課長
- (8) その他センター長が必要と認めた職員

(会議)

第4条 委員会はセンター長が招集し、その議長となる。ただし、議長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門会議)

第5条 委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて部門会議を置くことができ

る。

2 部門会議に関する事項は、別に定める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、本部事務機構学務部入試課において行う。

(施行細則)

第7条 委員会の議事の手続、運営その他の規程等の施行について必要な事項は、委員会の審議を経て、センター長がその意見を聴いたうえでこれを定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。